

**預金保険法第80条に基づく業務及び財産
の状況等に関する報告書**

平成14年5月20日

株式会社 中部銀行

金融整理管財人

目 次

	頁
I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	
1. はじめに	1
2. 経営悪化の原因	1
(1) バブル期前後の当行をとりまく経営環境	1
(2) オーナー経営時代（平成5年度以前）の当行の経営	2
(3) 平成5年度以降の当行の経営	3
3. 管理を命ずる処分までの状況	4
(1) 早期是正措置命令を受けるまでの状況	4
(2) 管理を命ずる処分までの状況	5
II. 業務及び財産の状況について	
1. 与信業務	6
2. 預金業務	8
3. 投資等業務	9
(1) 投資有価証券	9
(2) 投資信託	10
4. 外為業務	10
5. 固定資産の状況	10
6. 不良債権の状況	11
7. 関係会社の状況	12
III. 営業譲渡等の見込みについて	
1. 基本方針	13
(1) 早期譲渡	13
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	13
(3) 経費の削減	13
(4) 再承継（民間受皿）金融機関の早期確保	13
2. 具体的施策	13
3. 営業譲渡等の見込み	13

1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当行は、平成14年3月8日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し「その業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出を行いました。これを受けて、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人としましては、預金保険法第80条に基づく「業務及び財産の状況等に関する報告及び経営に関する計画の作成命令」を受け、当行が管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成14年3月8日に金融庁長官より金融整理管財人に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約もあり、その内容について必ずしも十分ではないと思われる事項もあります。しかしながら、預金保険法第83条に基づき、現在さらに旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を進めており、管理を命ずる処分を受けるに至った経緯、原因等につきましては、後日、より深く明らかにできるものと考えております。

2. 経営悪化の原因

(1) バブル期前後の当行をとりまく経営環境

① 円高の進展と金融緩和政策に伴う株価や地価の高騰

昭和60年9月のG5合意（プラザ合意）以降、急激に進展した円高を背景に景気対策として大幅な金融緩和政策が打たれ、公定歩合はそれまでの5.0%から翌年には2.5%にまで引き下げられました。この金融緩和政策の中、金余り現象が発生し、過剰となった資金がより有利な運用先を求めて株式市場や不動産市場に流入し、株価や地価の高騰を招く要因となりました。

② 金融自由化時代の進展と金融機関の運用難の顕在化

一方、同時期に金融業界ではMMCや大口定期預金の取扱いが開始されるなど金融自由化時代を迎えていました。また、株式市場の活況や金融自由化を背景に企業は直接金融のウエイトを引き上げたことにより、間接金融の担い手であった金融機関は運用難が顕在化することとなりました。

③ 株・不動産担保貸出の増加と貸出競争の激化

その様な中、特に都市部においては株価と地価高騰を背景に、それらを担保とした新規貸出の開拓競争が激化し、不動産業等への貸出や個人の投資資金を含めた提案型融資が増加する等、過熱した金融環境にありました。

(2) オーナー経営時代（平成5年度以前）の当行の経営

① オーナー経営

当行は、大正5年4月、浜松市において西遠無尽株式会社として設立されました。昭和21年10月、本店を静岡市に移転、また、昭和27年7月に相互銀行に転換し、株式会社中部相互銀行と改称しました。

昭和28年9月、石川博資氏が社長を務める特定会社が、当行の大株主となり、石川博資氏が当行の取締役会長に就任しました（昭和40年5月同氏の死去まで）。

また、同氏の長男である石川良並氏が、昭和29年5月当行の取締役に就任、昭和38年から昭和40年まで社長、その後代表取締役会長を務め、平成7年5月に取締役会で解任決議がなされるまでその職にありました。

石川良並氏が代表取締役会長を務めている間の当行の増資は、株主割当の形式で実行され、平成5年当時には、特定会社グループは、当行の発行済株式数72百万株のうち98%を保有するに至っていました。

このように当行では、昭和28年から平成6年までの約40年にわたって特定会社によるオーナー支配が継続していました。石川良並氏が長年にわたり経営全般に強い決定権限を持ち続けていたこともあり、当行役員や行員の間では、「オーナー頼み」、「会長頼み」という風潮が生まれ、モラル、活力の低下といった傾向が強くなって行きました。

② 特定会社グループ等への過度な融資

昭和60年以降、特定会社は、莫大な不動産の含みを活用した不動産担保金融に傾注していきました。当行は、特定会社グループの資金調達を賄うために、支払承諾や貸付有価証券を含め積極的に協力しました。また、同社主導の工業団地開発案件への大口融資、同社大口貸出先への同調融資などにも取り組みました。バブル崩壊後も同グループ及び関係先への与信額は増加を続けました。当行の体力を超えた同グループ等への融資は、後にその一部が不良債権となり当行の財務体質に多大な影響を及ぼすことになりました。

③ 普銀転換後の業容拡大

平成元年2月、当行は相互銀行から普通銀行に転換し、株式会社中部銀行と改称しました。おりしも、日本経済は、急激な内需拡大政策により過剰流動性が発生し、資産インフレが進行するなど、バブル時代が到来しておりました。こうした中で、当行は、急激な業容拡大路線を歩むことになり、貸出残高は平成元年3月末3,106億円から平成3年3月末3,999億円に、2年間の増加額は893億円、増加率にして29%という拡大を示しました。

元来営業基盤が脆弱であった当行が、このように急激に貸出を増加させ得たのは、特定業種（建設、不動産、サービス）貸出の大口化によるところが大でありました。当行の総貸出に占める特定業種貸出の割合は、平成元年3月末999億円（25%）から平成3年3月末1,385億円（35%）へと大幅に増加しました。

この間、昭和58年に設立した関連リース会社も、当行と歩調を合わせるかのごとく収益至上主義を掲げ拡大路線を歩みました。特に同社の営業貸付金残高は昭和63年3月末から平成3年3月末までを見ると、リース・割賦債権の伸びの約2.2倍に対し約3倍となるなど、営業貸付金のウエイトが高くなっておりました。

当行の貸出は担保不動産をすべての拠り所とする等、厳格な与信管理体制は整備されておらず、また、関係会社の経営実態を正確に把握していませんでした。こうした乱脈な融資が後に不良債権となり、当行の健全性を損ねる基本的な要因となりました。

（3）平成5年度以降の当行の経営

①オーナー経営からの脱却

特定会社グループは、バブルの崩壊に伴う業績不振から、平成6年以降、同グループで保有する当行株式の処分を行いました。この結果、同グループの当行株式保有割合は、平成7年3月末78%、平成8年3月末25%、平成13年3月末には3%と減少しました。

また、当行は、平成7年5月、取締役会において石川良並氏の代表取締役解任を決議し、オーナー経営からの脱却への道が開かれました。

②不良債権の処理

平成5年6月、飯塚明氏が、当行の頭取に就任しました。同氏はバブルの崩壊による業績の悪化に伴い急増した不良債権の処理を本格化する方針を打ち出し、積極的に不良債権の償却、引当を実施しました。この方針は、平成10年4月に頭取に就任した梶井尚志氏に引き継がれ、平成6年3月期以降平成13年上期までの不良債権処理累計額は、関連会社への支援損を含め530億円を計上しました。

しかしながら、景気の低迷、バブル崩壊後の長引く地価の下落等により、不良債権の発生が続き要償却額も膨らみ続け、当行の平成13年9月末の不良債権（リスク管理債権）開示額は527億円、不良債権比率は12.6%と他行に比べ高い水準に止まっております。

当行は、この530億円の不良債権処理の原資として、コア業務純益208億円に加え、債券売却益146億円、株式売却益31億円、その他の利益35億円を充当しました。これらの累計額は420億円にとどまり、不足額は自己資本を当てざるを得ませ

んでした。すなわち、当行は収益力が低く、自己資本も脆弱な状態にあったため、不良債権の処理にも限界があったと言わざるを得ない状況にありました。

③収益力向上並びに自己資本増強のための施策

当行は、平成5年度から10年度にかけては概して有価証券売却益に依存した決算を余儀なくされ、平成9年度には、当行の資産を子会社に売却して特別利益を計上するという施策も行いました。直近時では、収益力向上のため、個人向けローンの拡充に取り組み、平成12年2月には業界初の消費者金融会社との提携商品を発売したのを始め、個人住宅ローン等の拡充に努めましたが、期待どおりの成果を挙げることは出来ませんでした。

自己資本を増強するため、平成11年3月、9月及び平成13年3月に取引先等を対象に第三者割当増資を実施しました（合計35百万株、104億円）。しかし、既に、特定会社グループが売却する当行株式の購入を取引先に斡旋していたことから、取引先の当行株式引受け余力には限りがありました。

一方、平成10年3月、弱体化した当行の自己資本を補うために協栄生命保険株式会社と劣後ローン及び株式の持合いを行なっておりましたが、平成12年10月、同社が破綻し多額の不良債権処理を余儀なくされたことにより、当行の自己資本を大きく損なう結果を招きました。

④預金流出の状況

健全性の指標である自己資本比率に注目が集まるにつれ、当行は県内他行庫との比較において同比率が劣位にあり信用度が相対的に低いと見なされるようになり、資金調達に当たっては高金利の大口定期預金や金利上乘せ商品を推進していかざるを得ませんでした。協栄生命保険株式会社の破綻を契機に当行の健全性に対する疑念が強まり、特に個人預金は、同社破綻前のピーク平成12年7月末の3,786億円から平成13年5月末には3,653億円と133億円も減少しました。それでも、その後、金額10百万円以下の金利上乘せ商品の推進などにより平成13年12月末には3,754億円まで回復しつつありました。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 早期是正措置命令を受けるまでの状況

①自己資本比率の状況

当行は、平成5年度以降、不良債権の償却、引当に取組みましたが、収益力に限界があったことから、平成8年度、10年度、12年度と隔年毎に赤字決算を余儀なくされました。これにより減少した自己資本を増強するため、平成11年3月、9月及び平成13年3月に第三者割当増資を実施するとともに、資産や株式の売却による特

別利益の計上を行なったことから当行の自己資本比率(単体)は、平成10年度4.81%、11年度6.41%、12年度5.24%、と国内銀行に要求される4%の水準を確保してきました。

しかしながら、平成13年10月から12月にかけて受検した金融庁検査の結果を踏まえ、不良債権を処理した結果(追加処理額は一般貸倒引当金を含み48億円)、13年度中間期の当行の自己資本比率(単体)は、3.05%、連結は2.63%と4%を下回ることとなりました。

②早期是正措置命令の発動

当行は、平成13年度中間期決算を平成13年11月30日に对外発表致しました(自己資本比率(単体)4.93%)。その後、12月25日に受理した金融庁検査結果通知を踏まえ不良債権処理を行なった結果、中間決算の修正が必要になり、翌12月26日の取締役会にて中間決算の修正を決議しました。12月28日、修正後の数値にて東海財務局長に半期報告書を提出、あわせて「平成13年9月期の自己資本比率」を上記の通り単体3.05%、連結2.63%として報告致しました。それを受けて、同日、金融庁長官より銀行法第26条第1項の規定に基づく早期是正措置命令が発せられ、「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出とその実行」を命ぜられました。

平成14年1月4日、平成13年度中間決算を修正し、13年9月の自己資本比率が4%を下回った旨、对外公表を行いました。

(2) 管理を命ずる処分までの状況

①増資計画の経緯

当行は、自己資本の充実を図るため、平成13年12月初め頃から、国内の投資会社と大幅な資本増強(200億円)について交渉を開始しており、1月9日、投資会社と大幅な増資交渉を行っている旨の新聞広告を行いました。しかし、平成14年2月に至りこの交渉が不調に終わったため、2月20日、取引先等を対象とする50億円の第三者割当増資の道を選択する方針を公表しました。しかし、第三者割当増資の実行については、3月7日の臨時株主総会で承認は得られたものの、取引先の引受余力は特定会社グループ所有であった当行株式の購入や度重なる増資により限界に達しており、当行に対する信頼感の低下もあって、総会当日までに内諾が得られたのは、目標の50億円に対し半分以下の24億円に止ることが明らかになりました。

なお、3月5日、金融庁長官より当行の増資交渉の新聞広告を含む一連の自己資本比率見込み値の对外公表のあり方に関して業務改善命令を受け、その旨公表しました。

②資金繰りの状況

平成 14 年 1 月 4 日の中間決算の修正発表後、預金者の当行に対する不安心理が急激に高まり、預金の払出しが急増する事態になりました。

当行は、資金繰りを確保するため、売却可能な有価証券はすべて売却したほか、地方公共団体、県内金融機関、近隣第二地銀等に預金の協力を依頼する一方預金者の信頼を取り戻すべく様々な手立てを講じました。しかし、投資会社との大幅な増資交渉が不調に終わったことから、2 月 20 日に取引先等を対象とする 50 億円の第三者割当増資の道を選択する方針を公表しましたが、預金流出の勢いを止めることはできませんでした。

こうした状況の下、3 月 5 日に金融庁長官から業務改善命令を受けたこと及び 3 月 7 日に第三者割当増資の見込みが目標の半分以下に止まることが明らかになると、特に個人預金の流出は一段と加速することになり、1 月 4 日から 3 月 8 日までの間で預金の減少は、683 億円（うち個人分は 500 億円）に及びました。

③金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分

当行は、保有の株式、債券等についても売却可能な有価証券はすべて売却し資金繰りに充当致しましたが、個人預金を中心に風評リスク、ペイオフがらみの預金の流出が止まらず、資金供給先への働きかけなどありとあらゆる手立てを尽くしましたが、資金繰りの見込みが立たないと判断するに至りました。このため、平成 14 年 3 月 8 日、取締役会の決議を経て、金融庁長官に対し預金保険法第 74 条第 5 項に基づき「預金払戻し停止のおそれがある」旨の申出を行ないました。同日、当行は、金融庁長官より預金保険法第 74 条第 1 項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

II. 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当行の与信業務の特色は、県内では、中小企業向や個人向の貸出金の構成比が高いこと、業種別では収益性を重視した結果、消費者金融業に対するウェイトが高いことです。

普銀転換後、当行は業容拡大を図ってまいりましたが、新規与信の開拓力が弱いことなどから、特定業種（建設、不動産、サービス）に対する大口融資化の進行を招きました。その後、特定業種に対する与信集中の回避、大口先与信偏重の融資構造を改善すべく努めてまいりましたが、不良債権の償却原資確保等、収益面の施策推進上そ

の是正・改善が進まず、反面、当該大口債権が不良化したにもかかわらず、抜本的な改善策・回収策を見出せず、結果的に多額の不良債権の償却につながりました。

今後につきましては、預金保険法の趣旨を尊重し、地域金融機関としての役割を十分に認識し、金融仲介機能の維持に配意しつつ、優良な顧客基盤と貸出資産の維持に努めるとともに、事後管理を強化し貸出資産の劣化防止、不良債権の回収強化に注力してまいります。

<貸出残高推移（外貨含まず）>

（単位：億円、％）

	11年3月末		12年3月末		13年3月末		13年9月末		第二地銀平均 (13年9月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	4,346	100.0	4,232	100.0	4,273	100.0	4,138	100.0	7,974	100.0
■中小企業	2,736	63.0	2,723	64.3	2,655	62.1	2,541	61.4	4,837	60.6
■個人	1,108	25.5	1,108	26.2	1,161	27.2	1,160	28.1	2,282	28.6
■その他	501	11.5	400	9.5	456	10.7	435	10.5	854	10.7

※中小企業とは、資本金3億円以下、常用する従業員が300人以下（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）の法人及び個人事業所

※「その他」には、地方公共団体が含まれます。

※平成13年3月末の外貨貸出の残高は26億円となっております

<業種別貸出残高推移（外貨含まず）>

（単位：億円、％）

	平成11年3月末		平成12年3月末		平成13年3月末		平成13年9月末		第二地銀平均 構成比
		構成比		構成比		構成比		構成比	
不動産	395	9.1	381	9.0	473	11.1	464	11.2	10.8
建設	389	9.0	349	8.3	346	8.1	312	7.6	9.2
金融	310	7.1	349	8.3	351	8.2	349	8.4	4.4
サービス	802	18.4	768	18.1	720	16.9	704	17.0	15.1
その他	2,449	56.4	2,382	56.3	2,380	55.7	2,308	55.8	60.5
合計	4,346	100.0	4,232	100.0	4,273	100.0	4,138	100.0	100.0

<地域別貸出金推移（外貨含まず）>

（単位：億円、％）

	平成11年3月末		平成12年3月末		平成13年3月末		平成13年9月末	
		構成比		構成比		構成比		構成比
県内	3,773	86.8	3,631	85.8	3,596	84.2	3,487	84.3
県外	573	13.2	600	14.2	676	15.8	651	15.7
内東京	337	7.8	348	8.2	414	9.7	405	9.8
合計	4,346	100.0	4,232	100.0	4,273	100.0	4,138	100.0

2. 預金業務

当行の預金業務では、個人預金の構成比が高く、主に県内からの資金調達を行ってまいりました。しかし、元来、地元において県内他行比シェアが低かったことから、大口定期の金利上乘せ、高金利商品の販売による預金獲得を行ってまいりました。さらに、健全性の指標としての自己資本比率に注目が集まるにつれ、県内他行庫との比較においてどうしても劣位にあるため、個人預金をはじめ地公体預金等の大口定期預金に依存せざるを得なくなり、金利も高金利で調達することとなりました。

今後は、顧客基盤・預金残高の維持、併せて調達金利の適正化を図ってまいります。

<預金残高推移（外貨含まず）>

（単位：億円、％）

	11年3月末		12年3月末		13年3月末		13年9月末		第二地銀平均 (13年9月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	5,669	100.0	5,383	100.0	5,192	100.0	5,076	100.0	10,146	100.0
内個人預金	3,716	65.6	3,717	69.1	3,691	71.1	3,742	73.7	7,271	71.6
内法人預金	1,247	22.0	1,148	21.3	1,142	22.0	1,063	20.9	2,383	23.4
内その他	704	12.4	517	9.6	358	6.9	270	5.3	492	4.8

※ 預金残高には譲渡性預金を含んでおりません。

※ 「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれます。

<金額別定期預金金利の状況> (平成13年9月末現在) (単位：%)

	当行	第二地銀平均
1千万円以上	0.240	0.211
3百万円以上	0.276	0.221
3百万円未満	0.231	0.208

<地域別預金推移(外貨含まず)> (単位：億円、%)

	平成11年3月末		平成12年3月末		平成13年3月末		平成13年9月末	
		構成比		構成比		構成比		構成比
県内	5,212	91.9	4,900	91.0	4,609	88.8	4,551	89.7
県外	457	8.1	483	9.0	582	11.2	524	10.3
内東京	203	3.6	229	4.3	270	5.2	274	5.4
合計	5,669	100.0	5,383	100.0	5,192	100.0	5,076	100.0

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

投資有価証券につきましては、債券主体の運用を行ってまいりました。破綻公表後については、新たな購入を行っておりません。なお、平成13年9月末においては、1,482百万円の評価損となっております。

今後につきましては、業務運営上必要不可欠な有価証券以外は、マーケット動向を見つつ、価格変動リスクの観点から早期売却を図ってまいります。

<投資有価証券残高推移> (単位：百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年9月末	平成13年9月末の 評価損益
投資有価証券	125,454	71,488	45,345	36,523	△1,482
国債・地方債	90,016	24,824	11,787	11,048	50
社債	24,581	21,894	12,499	8,683	133
株式	7,197	10,813	7,221	5,686	△747
その他	3,659	13,955	13,837	11,104	△918
貸付有価証券	—	—	—	—	—

(2) 投資信託

当行は、顧客ニーズの多様化に対応するため、平成12年4月より投資信託の窓販を全店で取り扱ってまいりました。

今後については、顧客取引維持の観点から取扱いを行ってまいりますが、新規顧客への販売は積極的対応はしない方針といたします。

<投資信託残高・取扱銘柄推移>

(単位：百万円・数)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年9月末
残高	—	—	117	151
取扱銘柄数	—	—	11	11

4. 外為業務

当行は、県内地場産業を中心に外為推進を行ってまいりました。また、一般為替は、マーケットでの信用力の低下から外貨が調達できないためインパクトローンの減少を余儀なくされました。

今後につきましては、必要最小限の取引は維持しつつ、最終的には撤退の方針といたします。

<外為取扱高・取引先推移>

(単位：千米ドル・先)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年9月末
一般為替取扱高	1,309,882	669,015	591,189	312,660
貿易為替取扱高	24,960	28,001	28,642	11,263
外貨両替	3,765	3,729	3,213	1,457
貿易外為取引先	111	110	112	109

※一般為替とは、総為替から、外貨預金・外貨貸出利息を控除したものです。

5. 固定資産の状況

保有固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次処分する方針としてまいります。

<固定資産の状況> (13年9月末)

(単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿 価 取得価格	評価額	含み損益	件数	簿 価 取得価格	簿 価 減価償却後
営業用不動産	44	5,550	3,832	▲1,718	57	5,385	2,118
所有不動産	5	425	363	▲61	3	110	29
合 計	49	5,975	4,195	▲1,779	60	5,495	2,147

6. 不良債権の状況

当行の不良債権は、景気の低迷に加え今後当行の経営破綻に伴う債務者の状況悪化等により増加することも懸念されますが、今後とも不良債権の管理・回収体制を強化して不良債権の増加を抑制するよう努めてまいります。

<リスク管理債権の状況>

(単位：百万円、%)

区 分	12年3月期		13年3月期		第二地銀平均 (13年3月期)		13年9月期	
	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合
破綻先債権	7,021 (18.61)	1.64	4,264 (9.52)	0.99	8,383 (12.55)	1.03	4,866 (9.22)	1.16
延滞債権	25,606 (67.90)	6.00	28,864 (64.45)	6.71	38,335 (57.43)	4.72	32,359 (61.34)	7.76
3ヵ月以上延滞 債権	158 (0.41)	0.03	39 (0.08)	0.00	713 (1.06)	0.08	25 (0.04)	0.00
貸出条件緩和 債権	4,922 (13.05)	1.15	11,618 (25.94)	2.70	19,316 (28.93)	2.38	15,503 (29.38)	3.72
合 計	37,707 (100)	8.84	44,785 (100)	10.41	66,750 (100)	8.23	52,753 (100)	12.66

※()書は、リスク管理債権合計額に対する比率

<金融再生法に基づく開示債権の状況>

(単位：百万円、%)

区 分	平成 13 年 3 月期		第二地銀平均 (平成 13 年 3 月期)		平成 13 年 9 月期	
	金額	債権の 占める割合	金額	債権の 占める割合	金額	債権の 占める割合
破産更生債権等	11,695	2.68	20,676	2.47	12,675	3.00
危険債権	21,516	4.93	30,481	3.64	24,538	5.82
要管理債権	11,640	2.67	17,634	2.11	15,514	3.68
正常債権	391,517	89.72	766,514	91.76	369,158	87.50
合 計	436,368	100.00	835,314	100.00	421,885	100.00

7. 関係会社の状況

当行の関係会社は、子会社2社、関連会社3社で構成されており、平成13年9月期中間決算では、連結自己資本比率は2.63%となりました。(当行の単体自己資本比率3.05%)

関係会社につきましては、今後当行の円滑な営業譲渡を行うためにも、財務内容、業務内容等の見直しを行い、早期に適切な対応を図ります。

会 社 名	主な業務内容
株式会社中部総合サービス	当行の現金等の精査・整理業務及び運搬・ 集金業務・ATMの保守・管理業務
中部資産管理株式会社	当行の貸出金等に係る競落不動産の保有並びに 売却に関する業務
中日本リース株式会社	リース業務
中部信用保証株式会社	信用保証業務
セントラル保険エージェンシー株式会社	保険代理業務

Ⅲ. 営業譲渡等の見込みについて

管理を命ずる処分の日以降、民間受皿金融機関を早期に確保するため、静岡県内の地域金融機関を中心とした受皿候補先との交渉を進めて参りましたが、営業譲渡契約を締結するまでには至らなかったことから、預金等の全額保護を図るために、平成14年3月28日、株式会社日本承継銀行との間で営業譲渡契約を締結のうえ、預金保険法に基づく一連の資金援助手続を行いました。

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

今後、株式会社日本承継銀行を一時的な受皿とした円滑な営業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持及び当行の企業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、お客様の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な営業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 再承継（民間受皿）金融機関の早期確保

株式会社日本承継銀行に営業譲渡される迄の間、引き続き金融整理管財人の管理の下で業務は継続されることから、株式会社日本承継銀行とも協力のうえ、早期に再承継（民間受皿）金融機関を確保できるよう一層の努力をして参ります。

2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に株式会社日本承継銀行への営業譲渡を行うよう最大限努力致します。

3. 営業譲渡等の見込み

株式会社日本承継銀行とも協力しながら、早期に営業譲渡できるよう努めて参ります。

また、最終的な営業譲渡先となる民間受皿金融機関については、当行としての事

業特性や地域経済及び善意かつ健全な中小企業等を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、引き続き静岡県内の地域金融機関を中心に交渉を進め、早期に民間受皿金融機関を確保できるよう努めて参ります。

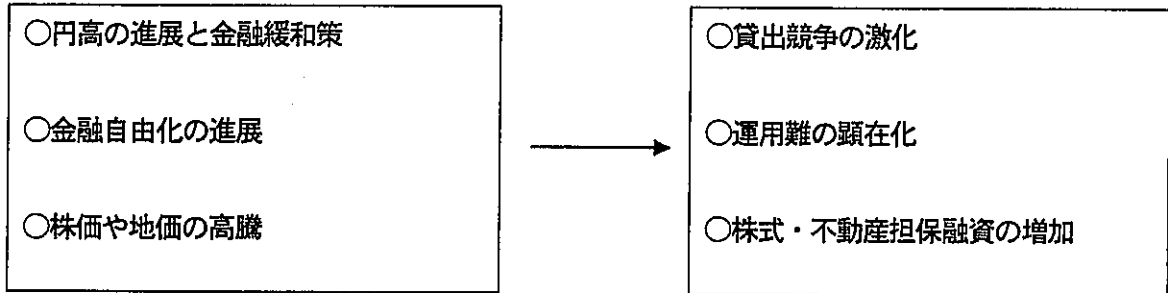
以 上

「管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について」 骨子

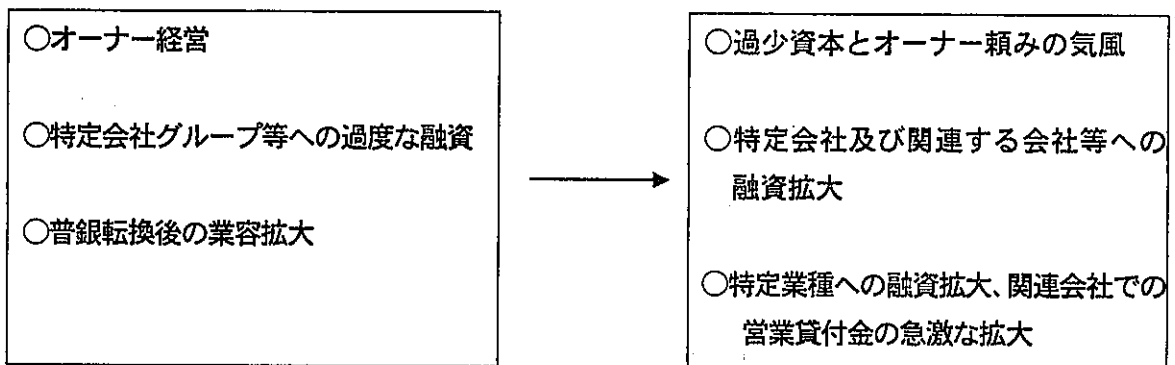
1. はじめに

2. 経営悪化の原因

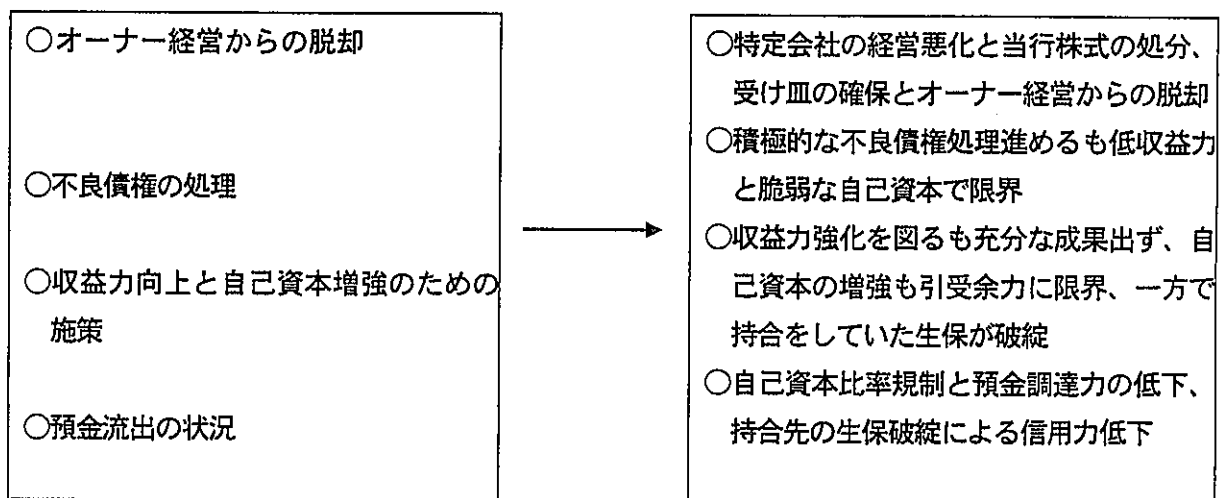
(1) バブル期前後の当行をとりまく経営環境



(2) オーナー経営時代（平成5年度以前）の当行の経営



(3) 平成5年度以降の当行の経営



3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 早期是正措置を受けるまでの状況

○自己資本比率の状況

- ・平成11年 3月…第三者割当増資17億円を行い、平成11年3月期の自己資本比率4.81%（単体）となる。
- ・平成11年 9月…52億円の第三者割当増資を行い、自己資本比率は平成11年9月期6.42%（単体）となる。
- ・平成13年 3月…34億円の第三者割当増資を行い、平成13年3月末5.24%（単体）となる。
- ・平成13年12月…金融庁による検査結果を受け、当行の認識に基づく自己査定により平成13年9月中間期の純損失は、43億円（単体）を計上。自己資本比率は（単体）3.05%、（連結）2.63%となる。

○早期是正措置命令の発動

- ・平成13年12月28日…金融庁検査結果を踏まえ、不良債権処理を実施した結果、平成13年9月期中間決算において自己資本比率が4%を下回り金融庁に報告、即日早期是正措置を受け、1月4日に対外発表。

(2) 管理を命ずる処分までの状況

○増資計画の経緯

- ・増資交渉の失敗… 投資会社と大幅な資本増強を交渉し、1月9日にはその旨の新聞広告を行ったものの不調に終わる。
- ・平成14年2月20日… 地元を中心に50億円の第三者割当増資を行う方針を公表
- ・平成14年3月5日… 増資交渉を含む一連の自己資本比率の対外発表の仕方について業務改善命令が発動される。
- ・平成14年3月7日… 取引先の引き受け余力は特定会社株の引受、度重なる第三者割当増資により乏しく内諾は目標の50億円に対して半分以下の24億円に止まることが明らかとなる。

○資金繰りの状況

- ・資金の流出… 中間決算修正発表後、2ヶ月で預金が683億円（うち個人預金が500億円）流出。
- ・平成14年1～2月… 投資会社との大幅な増資交渉の不調等により流出止まらず。
- ・平成14年3月… 3月5日に業務改善命令を受けたこと及び3月7日に第三者割当増資の見込みが目標の半分以下に止まったことが明らかになり、個人預金の流出は一段と加速。

○管理を命ずる処分

- ・平成14年3月8日… 自主再建を断念、金融庁に対し預金保険法第74条第5項の申出を行う。

「業務及び財産の状況について」 骨子

1. 与信業務

- 特定会社グループ先や大口先に偏重した融資
- 大口貸出先の大部分が業績不振となり不良債権化
- 今後は預金保険法の趣旨を尊重し、優良な顧客基盤と貸出し資産の維持に努めるとともに、事後管理を強化し貸出資産の劣化防止、不良債権の回収強化に注力していく。

<貸出残高推移（外貨含まず）>

（単位：億円、％）

	11年3月末		12年3月末		13年3月末		13年9月末		第二地銀平均 (13年9月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	4,346	100.0	4,232	100.0	4,273	100.0	4,138	100.0	7,974	100.0
内中小企業	2,736	63.0	2,723	64.3	2,655	62.1	2,541	61.4	4,837	60.6
内個人	1,108	25.5	1,108	26.2	1,161	27.2	1,160	28.1	2,282	28.6
内その他	501	11.5	400	9.5	456	10.7	435	10.5	854	10.7

※中小企業とは、資本金3億円以下、常用する従業員が300人以下（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）の法人及び個人事業所
 ※「その他」には、地方公共団体を含む。
 ※平成13年3月末の外貨貸出の残高は26億円。

<業種別貸出残高推移（外貨含まず）>

（単位：億円、％）

	平成11年3月末		平成12年3月末		平成13年3月末		平成13年9月末		
		構成比		構成比		構成比		構成比	第二地銀平均 構成比
不動産	395	9.1	381	9.0	473	11.1	464	11.2	10.8
建設	389	9.0	349	8.3	346	8.1	312	7.6	9.2
金融	310	7.1	349	8.3	351	8.2	349	8.4	4.4
サービス	802	18.4	768	18.1	720	16.9	704	17.0	15.1
その他	2,449	56.4	2,382	56.3	2,380	55.7	2,308	55.8	60.5
合計	4,346	100.0	4,232	100.0	4,273	100.0	4,138	100.0	100.0

<地域別貸出金推移（外貨含まず）>

（単位：億円、％）

	平成11年3月末		平成12年3月末		平成13年3月末		平成13年9月末	
		構成比		構成比		構成比		構成比
県内	3,773	86.8	3,631	85.8	3,596	84.2	3,487	84.3
県外	573	13.2	600	14.2	676	15.8	651	15.7
内東京	337	7.8	348	8.2	414	9.7	405	9.8
合計	4,346	100.0	4,232	100.0	4,273	100.0	4,138	100.0

2. 預金業務

- 信用力の低下から高利回り預金の獲得を余儀なくされる
- 県内の個人・地公体を中心とした資金調達
- 今後は、顧客基盤・預金残高の維持、併せて調達金利の適正化を図る。

<預金残高推移（外貨含まず）>

（単位：億円、％）

	11年3月末		12年3月末		13年3月末		13年9月末		第二地銀平均 (13年9月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	5,669	100.0	5,383	100.0	5,192	100.0	5,076	100.0	10,146	100.0
内個人預金	3,716	65.6	3,717	69.1	3,691	71.1	3,742	73.7	7,271	71.6
内法人預金	1,247	22.0	1,148	21.3	1,142	22.0	1,063	20.9	2,383	23.4
内その他	704	12.4	517	9.6	358	6.9	270	5.3	492	4.8

※預金残高には譲渡性預金を含まず。
 ※「その他」には公金預金、金融機関預金を含む。

<地域別預金推移（外貨含まず）>

（単位：億円、％）

	平成11年3月末		平成12年3月末		平成13年3月末		平成13年9月末	
		構成比		構成比		構成比		構成比
県内	5,212	91.9	4,900	91.0	4,609	88.8	4,551	89.7
県外	457	8.1	483	9.0	582	11.2	524	10.3
内東京	203	3.6	229	4.3	270	5.2	274	5.4
合計	5,669	100.0	5,383	100.0	5,192	100.0	5,076	100.0

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

- 債券主体の運用。
- 今後は、業務運営上必要不可欠な有価証券以外は、マーケット動向を見つつ、早期売却を行っていく。
- 評価損1,482百万円

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年9月末	平成13年9月末の 評価損益
投資有価証券	125,454	71,488	45,345	36,523	△1,482
国債・地方債	90,016	24,824	11,787	11,048	50
社債	24,581	21,894	12,499	8,683	133
株式	7,197	10,813	7,221	5,686	△747
その他	3,659	13,955	13,837	11,104	△918
貸付有価証券	—	—	—	—	—

(2) 投資信託

- 顧客ニーズへの対応として積極的に推進。
- 今後は、顧客取引維持の観点から取扱いを行うが、新規顧客への販売は積極的に対応しない方針。

4. 外為業務

- 県内地場産業を中心に外為推進
- マーケットでの信用力の低下から外貨調達が困難となりインパクトローンが減少。
- 今後は、必要最小限の取引は維持しつつ、最終的には撤退の方針としていく。

5. 固定資産の状況

○今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次処分する方針としていく。

＜固定資産の状況＞(13年9月末)

(単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿 価 取得価格	評価額	含み損益	件数	簿 価 取得価格	簿 価 減価償却後
営業用不動産	44	5,550	3,832	▲1,718	57	5,385	2,118
所有不動産	5	425	363	▲61	3	110	29
合 計	49	5,975	4,195	▲1,779	60	5,495	2,147

6. 不良債権の状況

○平成13年9月末現在、リスク管理債権残高527億円（破綻先債権48億円、延滞債権323億円、貸出条件緩和債権155億円）。

○今後とも不良債権の管理・回収体制を強化して不良債権の増加を抑制するよう努めていく。

7. 関係会社の状況

○子会社2社、関連会社3社で構成。

○今後円滑な営業譲渡を行うため、財務内容、業務内容等の見直しを行っていく。

「営業譲渡等の見込みについて」骨子

1. 基本方針

- (1) 株式会社日本承継銀行への早期譲渡
- (2) 優良な顧客基盤・資産の維持
- (3) 経費の削減
- (4) 再承継（民間受皿）金融機関の早期確保

2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、早期に株式会社日本承継銀行への営業譲渡を図る。

3. 営業譲渡の見込み

- (1) 早期に株式会社日本承継銀行へ営業譲渡できるよう努力する。
- (2) 再承継（民間受皿）金融機関については、引き続き交渉を進め、早期に確保できるよう努力する。